

三次市ユニバーサルデザイン推進指針

～ すべての人が暮らしやすいまち みよし～

平成19年 3月

広島県三次市

**** 目 次 ****

めざすところ

．ユニバーサルデザインとは

．推進指針の基本的な考え方

- 1 指針策定の趣旨
- 2 推進指針の目的
- 3 推進指針の基本理念

．ユニバーサルデザインの推進

- 1 まちづくりのユニバーサルデザイン
- 2 ものづくりのユニバーサルデザイン
- 3 しくみづくりのユニバーサルデザイン
 - (1) サービスのユニバーサルデザイン
 - (2) 情報のユニバーサルデザイン
 - (3) 暮らしのユニバーサルデザイン
 - (4) こころのユニバーサルデザイン
- 4 ユニバーサルデザインの普及啓発

．指針の推進

- 1 市の責務
- 2 市民の取り組み
- 3 民間団体の取り組み
- 4 事業者の取り組み

めざすところ

三次市ユニバーサルデザイン推進指針は、市民だれもがユニバーサルデザインの考え方について理解を深め、すべての人が暮らしやすく、また訪れやすいまちをつくるための基本的な考え方を示すもので、本市の実情を踏まえたユニバーサルデザインに関する施策を、総合的かつ効果的に推進するため策定するものです。

国においては、『ユニバーサル社会の形成促進に関する決議(平成16年6月16日参議院本会議)』が可決成立し、また広島県では平成14年3月に『ユニバーサルデザインひろしま推進指針』が策定されています。

本市においても、市民のためのユニバーサルデザインの「まちづくり」「ものづくり」「しくみづくり」を、行政はもとより市に関係するすべての人が、それぞれの立場で積極的に取り組み、「住んで良かった」「住んでみたい」まちをめざします。

．ユニバーサルデザインとは

年齢や性別、障害の有無、国籍や文化など、人々の様々な特性や違いを超えて、すべての人の利用しやすさに配慮したまちづくりやものづくり、しくみづくりを行うという考え方です。

ユニバーサルデザインの考え方は、アメリカの建築家ロナルド・メイスにより提唱されました。その基本的な考え方は次のとおりです。

ユニバーサルデザインの7つの原則

すべての人が公平に使えること 幅広い使い方に対応していること 使い方がわかりやすく簡単であること 必要な情報がわかりやすく伝わること 危険や誤作動につながらないこと からだへの負担が少ないこと 利用に十分な大きさや広さを持っていること

ユニバーサルデザインとバリアフリー

バリアフリーとは、日常生活や社会生活の中で様々な障壁（バリア）となるものを取り除いていこう（フリー）という考え方です。

例えば道路や床の段差の解消、スロープやエレベーターの設置、大きな文字表示の電卓や電話、点字ブロックの設置など、物理的なバリアを取り除くことで、これまで行動しづらかった人々の社会参加のために成果を挙げています。

またバリアフリーは、就労機会や資格取得でのバリア、電話やパソコンが使えないことや言葉が通じないなどの情報受発信のバリア、障害者や外国の人などへの差別や無理解などの意識のバリアの除去という意味でも用いられていますが、バリアがある限りこれらを取り除いていくことが重要であることに変わりはありません。

しかし、もともと人は、体格、性別、障害の有無、言語などあらゆる面で一人ひとりが異なっており、その違いが個性や特徴として尊重されるべきものです。ユニバーサルデザインとは、バリアフリーの取り組みをさらに進め、様々な人の特性や違いなどを考慮し、すべての人の利用を前提に計画、実施することで、はじめからバリアをつくらない、またはバリアを限りなく少なくしていこうという考え方です。

．推進指針の基本的な考え方

1 指針策定の趣旨

すべての人を対象

子どもも高齢者も、男性も女性も、障害のある人もない人も、外国の人も、それを「特定の人を対象とした特別の取り組み」ということではなく、すべての人を対象とします。

はじめからの思想

ユニバーサルデザインは、事後的な対応ではなく、はじめからあらゆるニーズを考慮し、すべての人が暮らしやすい環境づくりを行うものです。

終わりのない取り組み

ユニバーサルデザインは、その取り組みが一定の水準に達すれば終わるというものではなく、すべての人の利用しやすさを高めるものです。このため、今より少しでも利用しやすいものにすることをめざし、見直し、改善に絶えず取り組んでいくものです。

2 推進指針の目的

本指針は、ユニバーサルデザインを市政の基本に据え、ハード・ソフトの両面にわたり聖域を設けることなく幅広く導入するとともに、市の全ての基準や事業をユニバーサルの視点から点検、見直しをするものです。また市民、団体、事業所等が市と共通理解と認識を持ち、連携・協働してユニバーサルデザインの「まちづくり・ものづくり・しくみづくり」に進んで取り組み、すべての人が快適で住みよい社会環境を創造するためのガイドラインとするものです。

3 推進指針の基本理念

すべての人の暮らしの質を高めるまちづくり
すべての人が優しい心を持ち、優しさを表現できるまちづくり
すべての人にとって、情報・コミュニケーションのバリアのないまちづくり
市民と行政との協働によるまちづくり

ユニバーサルデザインの推進

1 まちづくりのユニバーサルデザイン

(1) まち全体

すべての人が安全で安心して暮らせるまちづくりを実現するため、市民の意見を随時反映させながら、まち全体の一体的な施設整備と、すべての人にわかりやすい案内表示の推進、障害者マーク等の表示の内容・場所の適正化を推進します。

(2) 交通

すべての人が安全で安心して利用できる公共交通システムの構築に向け、市民、交通事業者、市の三者が連携して、地域の実情に応じた円滑な移動環境の整備を推進します。

(3) 公共施設

すべての人が利用しやすい公共施設となるよう、その整備に市民の意見を随時反映させる仕組みづくりを進めるとともに、すべての人がアクセスでき安全・安心に利用できる公共施設について、市が率先して整備します。

(4) 憩いの空間

すべての人が利用しやすい憩いの空間（公園，森林，河川等）の整備・管理を実現するため，市民の意見を随時反映させながら，市民と一緒にした施設設置と運営を行う仕組みづくりを推進します。

(5) 住宅

公営住宅の率先したユニバーサルデザイン化，民間住宅についての必要な誘導策等を講じるとともに，市民や事業者に対し，ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた住宅に関する情報の提供等を行います。

(6) 商店街

各地域の実情を踏まえながら，すべての人が利用しやすい商店街づくりを支援します。

2 ものづくりのユニバーサルデザイン

(1) 製品の開発

ユニバーサルデザイン製品の開発や，利用者の多様なニーズの把握に対する事業者の取り組みを積極的に支援します。

(2) 製品の利用

市民に対し，ユニバーサルデザイン製品に関する情報の提供や製品の積極的な利用の呼びかけを行うとともに，市が率先してユニバーサルデザイン製品を購入し積極的に活用します。

3 しくみづくりのユニバーサルデザイン

(1) サービスのユニバーサルデザイン

行政のサービス

職員の市民に対する顧客意識の徹底に努め，分かりやすい対応とスピード化を図ります。また，積極的に市民の意見を聴き施策に反映させた行政サービスを提供するとともに，より有益なサービスを創造し導入に努めます。

また，行政情報についてより分かりやすく提供していくことや，身近な情報や緊急を要する情報を迅速・的確に提供する仕組みづくりを推進します。

民間のサービス

利用者の多様なニーズに対応できるよう、もてなしと支援のこころに基づくきめ細やかなサービスを提供します。

情報化への対応

パソコン等を活用する能力の向上等により、すべての人がいつでもどこでも必要な情報を送受信できる環境づくりを推進します。

(2)暮らしのユニバーサルデザイン

暮らしの場

障害者や高齢者が地域でいきいきと暮らせる環境づくり、地域社会や家庭における悩み事の相談や防災防犯体制の充実を図ります。また、自然環境や良好な社会環境を守り育てることで、次世代も含めたすべての人が、安全で安心して暮らせることができる仕組みづくりを推進します。

働く場

障害者、高齢者や女性をはじめ、すべての人に働きやすい労働条件の整備を支援します。

社会参加

年齢や性別、障害や国籍などを条件とせず、より多くの人々が資格免許や採用等の試験に平等に受験・参加できる環境づくりを進めます。また、市議会や各種審議会等にすべての人が参加・傍聴しやすい環境づくりと、審議会等の委員へ様々な立場の人の積極的な登用を推進します。

(3)こころのユニバーサルデザイン

人権意識の高揚

生命の大切さをはじめ、人権についてのさまざまな課題の啓発を進め、「気づくことの大切さ」についての意識づくりを推進します。

ともに学ぶ機会づくり

障害等に関わらず，すべての子どもが地域の中でともに学ぶ教育や，すべての市民が生涯学習・社会教育活動等の場でともに学ぶ機会づくりを推進します。

多様な交流の推進

世代，地域，国籍，障害等の違いを超えた多様な人による交流を活発化させます。

4 ユニバーサルデザインの普及啓発

市民一人ひとりにユニバーサルデザインの意義やその重要性が身につき，日常生活のなかでユニバーサルデザインの意識が自然に態度や行動に現れるような感覚を育むことをめざします。

このため，学校教育や生涯学習・社会教育活動の場で，すべての市民を対象にユニバーサルデザインの考え方について学ぶ機会を積極的に提供します。

また，市民，各種団体，事業所等が行う普及啓発活動を積極的に支援します。

．指針の推進

1 市の責務

教育，福祉，都市計画，交通，建築等の各部門が連携し，計画的・体系的の事業に関わるユニバーサルデザインの推進に取り組む体制を整備します。あわせてユニバーサルデザイン推進本部を市民参画のもと設置し，効果的な事業の実施を図ります。

分野ごとの各種計画については 本指針に基づきユニバーサルデザイン推進の視点から策定するとともに数値目標を設定します。

行政評価や事業評価を行う場合に，ユニバーサルデザインの視点からの検証を併せて実施します。

経済社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて本指針の見直しを行います。

2 市民の取組み

ユニバーサルデザインについての理解を深めます。

お互いが同じ地域社会を構成していることを理解し、連帯意識を高め、助け合う気持ちをもって暮らします。

自分がまずできることから主体的に家庭・地域で活動します。

本指針の趣旨を十分に理解し、市や地域の団体、事業者等との取り組みに積極的に協力します。

3 民間団体の取組み

社会を支える新たな担い手として、市や事業者への市民の意見の伝達や、改善提案等の活動をきめ細かく行います。

より多くの市民、事業者、他の団体等と連携・協働関係を築き、民間活動の中心的な担い手の一つとしての役割を十分に果たします。

本指針の趣旨・内容を十分に理解し、民間団体の立場から行政、事業者等の取り組みに積極的に協力します。

4 事業者の取組み

社会的責任を自覚し、できるだけ多くの利用者の意見を反映させる仕組みをつくり、利用しやすく安全で安心なサービスの提供と、従業員にとって安全で働きやすい職場環境の整備に積極的に取り組みます。

市民や他の事業者，民間団体等との交流と連携を深め，民間活動の中心的な担い手の一つとしての役割を十分に果たします。

本指針の趣旨・内容を十分に理解し，事業者の立場から，市の取り組みに積極的に協力します。

障害者，高齢者，女性などを積極的に雇用します。